

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 8 年 6 月 5 日

（ご意見標題）2024 国頭水害災害救助法を受けられない県の失態について

（担当課）生活福祉部生活安全安心課

（ご意見要約）

2024 国頭災害（北部豪雨災害）で災害救助法が適応（適用）されなかったことで

- ①本来、国が負担すべき予算を県が総額いくら負担したのか？
- ②担当部署の責任はどのような形でとったのか？
- ③県負担額はどのように確保したのか？
- ④県予算から捻出している場合、どの予算を使用しているのか？
- ⑤上位 10 位までの削減額の一覧表と 2025、2026 年度の金額の推移

（回 答）

頂いたご意見に対する回答は次のとおりです。

- ①令和 6 年 11 月に発生した北部豪雨災害において、仮に災害救助法が適用された場合に国から交付される見込み額は、およそ 2,860 万円になります。
- ②災害救助法の適用機会を逃したことについて、県議会やマスコミの取材、被災者に対する説明会等で機会あるごとに、知事をはじめとする県組織として謝罪をし、再発防止に努めてまいりました。
- ③④当該災害にかかる救助や被災者支援については、「災害救助費」および「災害援護費」の令和 6 年度当初予算のほか、予備費、11 月補正、2 月補正、および令和 7 年度当初予算を確保しております。他事業から流用した訳ではないため、他事業の予算に影響を及ぼすものではありません。
- ⑤他事業の予算削減に影響を及ぼすものではないため、該当がありません。